改正

平成28年6月10日告示第45号 平成28年12月22日告示第72号

西海市建設工事施工プロセスチェック実施要領

(目的)

第1条 この告示は、西海市が発注した建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)の施工中において、別に定める「施工プロセス」のチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)を用いて施工体制、工程管理、安全管理等を把握(以下「プロセスチェック」という。)し、問題点を早期に改善することにより、工事全般の品質の向上を図り、西海市建設工事成績評定要領(平成28年西海市告示第12号)(以下「評定要領」という。)に規定する評定(以下「評定」という。)の透明性及び公正性を確保することを目的とする。

(対象工事)

- 第2条 プロセスチェックの対象とする工事は、評定要領第2条に定める評定の対象工事とする。 (位置付け)
- 第3条 プロセスチェックは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律 第127号)第16条に定める点検と位置付ける。

(プロセスチェックの方法)

- 第4条 監督員又は主任監督員は、工事の着手前、施工中、変更時及び完成時において、仕様書、契 約書、提出書類、現場の状況等を踏まえ、プロセスチェックを行うものとする。
- 2 プロセスチェックを行う者は、その結果をチェックリストに記入しなければならない。
- 3 プロセスチェックを行う者は、必要に応じ次の各号に掲げる処理を行わなければならない。
 - (1) プロセスチェックにおいて、その内容に不備があった場合は、受注者に口頭により確認又は 指摘を行うものとする。
 - (2) 前号の規定により改善が見られない場合は、次に掲げる区分により受注者に助言・指導の通知を行い、更に改善が見られない場合は、受注者に改善指示(注意)を行うものとする。
 - ア 土木工事においては、【土木】施工プロセスチェックに基づく文書(通知・注意)伺(様式 第1号)において決裁を受け、【土木】施工プロセスチェックに基づく文書(通知・注意)書 (様式第2号)において通知又は注意をするものとする。
 - イ 建築工事においては、【建築】施工プロセスチェックに基づく文書(通知・注意)伺(様式 第3号)において決裁を受け、【建築】施工プロセスチェックに基づく文書(通知・注意)書 (様式第4号)において通知又は注意をするものとする。
- 4 疑義が生じた場合は、監督員がプロセスチェックを行ったときは工事主管課長又は主任監督員、 主任監督員がプロセスチェックを行ったときは工事主管課長の確認の上で行う。
- 5 チェックリストは、完成検査まで監督員が管理する。

(プロセスチェックの結果)

- 第5条 プロセスチェックの結果は、検査における基礎資料とするため、既済部分検査及び完成検査 においては、検査に立ち会う監督職員が確認の上、その写しを検査職員に提出するものとする。
- 2 プロセスチェックの結果は、評定における基礎資料とする。
- 3 プロセスチェックの結果は、完成検査終了後、工事成績評定調書に添付して保管するものとする。 (補則)
- 第6条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月10日告示第45号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日告示第72号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)